

新座市開発行為等事前協議申出書の必要な書類一覧

区分	開発行為	建築行為	中高層建築物の建築
事前協議申出書	○	○	○
委任状	○	○	○
別記様式第1号の誓約書	○	○	○
目次	○	○	○
位置図(案内図)	○	○	○
公図の写し	○	○	○
土地登記事項証明書の写し (要約書でも可)	○	○	○
求積図	○	○	○
現況図	○	○	○
土地利用計画図	○	○	○
造成計画平面図	○	×	×
計画横断縦断面図	○	×	×
給排水計画図	○	○	○
道路計画図	○	×	×
排水施設構造図	○	△	△
擁壁構造図	△	△	△
日影図	×	×	○
電波障害調査報告書	×	×	○(備考6参照)
建築物各階平面図	○※1	○	○
建築物立面図4面	○※1	○	○
建築物断面図2面	○※1	○	○
植栽計画図	○	○	○
別記様式第2号の 標識設置報告書	○※2	○※2	○※2
別記様式第3号の 近隣住民等説明報告書	○	○	○
その他必要な書類	△	△	△

備考

- 1 ○印……添付を要する。 ×印……添付を要しない。
△印……必要に応じて添付を要する。
- 2 提出部数は、原則として正本1部及び副本16部となっています。ただし副本部数に

については、開発地及び計画等により増減します。

- 3 公図の写しには土地登記簿上の地目を記入してください。
- 4 現況図には、申請地及びその周辺の地盤高を記入してください。
- 5 土地利用計画図等には、既設、新設公共施設等を具体的に記入してください。
- 6 電波障害調査報告書は、備考2にかかわらず、正本1部を環境課へ提出してください。
- 7 ※1印については、一戸建ての場合は必要としません。
- 8 ※2印については、標識の設置後速やかに正本1部を提出し、事前協議の届出時に
はその写しを添付してください。
- 9 新座市開発行為等事前協議変更届出には、委任状、位置図（案内図）、公図の写し及
び変更が生じた図面（変更前後）を添付してください。提出部数は、正本1部、副本は
申請者への返却用の1部及び変更事項を担当する課の部数が必要です。